

彦根市分別収集計画

令和5年(2023年)2月14日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を創造するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済やライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、市民、事業者、行政などの社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第8条に基づき、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進、最終処分量の削減を図る目的で、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用など循環型社会の形成が図られます。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- (1) リデュース・リユースに重点を置いた施策の総合的展開
- (2) リサイクルの推進
- (3) 分かりやすい情報発信の推進
- (4) 市民、事業者、行政のコミュニケーションによる協働の推進

3 計画期間

本計画の期間は、令和5年(2023年)4月を始期とする5年間とし、令和7年度(2025年度)に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
容器包装廃棄物	8,014 トン	8,006 トン	8,000 トン	7,970 トン	7,941 トン

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施します。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力と連携を図ることが重要です。

廃棄物の発生量やリサイクル率は、彦根市一般廃棄物処理基本計画において目標値を設定しており、その目標の実現に向けた施策の進捗状況は、彦根市廃棄物減量等推進審議会において評価を行っています。また、評価結果は、彦根市ホームページ等で公表しています。

(1) ごみ関連問題の見える化

ごみの減量と資源化の施策に対する理解や協力を得るためには、日頃からできるだけ多くの情報を市民に提供し、ごみの問題を「見える化」することが重要になります。市民一人ひとりが何をすればよいのか分かりやすい情報を提供します。

(2) 排出ルール徹底

排出段階での抑制と適正な分別は、ごみの減量と資源化に欠かせないことから、広報や出前講座を通じてより一層の周知を行うことで、古紙、缶、びん、ペットボトル、容器包装プラスチックなどの適正な資源化を進めるとともに、資源としての品質向上を図ります。

(3) 環境学習、出前講座等の啓発活動の充実

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が環境問題に触れ学習する機会として、参加型のイベントや出前講座、広報の充実を図ります。

(4) 買い物袋の持参の徹底

繰り返し使用が可能な買い物袋(マイバッグ)の持参の徹底等の普及啓発を行います。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場や処理施設の状況および再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

また、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	缶・金属類
無色のガラス製容器 主としてガラス製の容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	古紙・衣類(牛乳パック)
主として段ボール製の容器	古紙・衣類(段ボール・厚紙類)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの(ボール紙、袋、包装紙に該当するもの)	古紙・衣類(雑誌類)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別規準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)	
主としてスチール製の容器	121 トン		122 トン		122 トン		122 トン		122 トン	
主としてアルミニウム製の容器	80 トン									
無色のガラス製容器	(合計) 300 トン		(合計) 301 トン		(合計) 301 トン		(合計) 301 トン		(合計) 300 トン	
	(引渡額) 0 トン	(独自処理額) 300 トン	(引渡額) 0 トン	(独自処理額) 301 トン	(引渡額) 0 トン	(独自処理額) 301 トン	(引渡額) 0 トン	(独自処理額) 301 トン	(引渡額) 0 トン	(独自処理額) 300 トン

茶色のガラス製容器	(合計) 231 トン		(合計) 231 トン		(合計) 232 トン		(合計) 231 トン		(合計) 231 トン	
	(引渡量) 0 トン	(独自処理量) 231 トン	(引渡量) 0 トン	(独自処理量) 231 トン	(引渡量) 0 トン	(独自処理量) 232 トン	(引渡量) 0 トン	(独自処理量) 231 トン	(引渡量) 0 トン	(独自処理量) 231 トン
その他のガラス製容器	(合計) 158 トン									
	(引渡量) 158 トン	(独自処理量) 0 トン								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	6 トン		6 トン		6 トン		6 トン		5 トン	
主として段ボール製の容器	545 トン		546 トン		547 トン		547 トン		546 トン	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 トン									
	(引渡量) 0 トン	(独自処理量) 0 トン								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 267 トン		(合計) 268 トン		(合計) 269 トン		(合計) 268 トン		(合計) 268 トン	
	(引渡量) 0 トン	(独自処理量) 267 トン	(引渡量) 0 トン	(独自処理量) 268 トン	(引渡量) 0 トン	(独自処理量) 269 トン	(引渡量) 0 トン	(独自処理量) 268 トン	(引渡量) 0 トン	(独自処理量) 268 トン
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 717 トン		(合計) 718 トン		(合計) 720 トン		(合計) 719 トン		(合計) 718 トン	
	(引渡量) 717 トン	(独自処理量) 0 トン	(引渡量) 718 トン	(独自処理量) 0 トン	(引渡量) 720 トン	(独自処理量) 0 トン	(引渡量) 719 トン	(独自処理量) 0 トン	(引渡量) 718 トン	(独自処理量) 0 トン

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

彦根愛知犬上地域一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和4年3月）で将来発生量の推計を行っている品目（ガラス製容器、飲料用紙製容器、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装）については、当計画推計量を採用しています。それ以外の品目（スチール製容器、アルミニウム製容器、段ボール）については、「特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み」＝「直近年度の分別基準適合物等の収集実績」×「人口変動率」で算出しています。

また、人口の将来予測は、彦根愛知犬上地域一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和4年3月）での推計結果を採用しています。

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
113,877人 (対前年度比) 100.2%	114,115人 (対前年度比) 100.2%	114,352人 (対前年度比) 100.2%	114,244人 (対前年度比) 99.9%	114,095人 (対前年度比) 99.9%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行います。

なお、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器、段ボール、その他紙製容器包装については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施するとともに、行政による収集を実施します。また、民間業者による拠点回収についても引き続き協力を要請します。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	分別収集を実施する者	
		収集・運搬段階	選別・保管段階
スチール製容器	缶・金属類	市の委託業者による定期収集	市
アルミニウム製容器			
無色のガラス製容器	びん類	市の委託業者による定期収集	市
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	古紙・衣類 (牛乳パック)	市の委託業者による定期収集 市民団体による集団回収 スーパーマーケット等の店舗 回収	民間業者
段ボール	古紙・衣類 (段ボール・厚紙類)		
その他紙製容器包装	古紙・衣類 (雑誌類)		

ペットボトル	ペットボトル	市の委託業者による拠点回収 スーパーマーケット等の店舗 回収	民間業者
その他プラスチック製 容器包装	容器包装プラスチ ック	市および市の委託業者による 定期収集 スーパーマーケット等の店舗 回収	市 民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

缶については、本市の清掃センターで缶選別圧縮機により選別圧縮し、保管しています。

ガラスびんについては、本市の清掃センターで手選別し保管しています。

その他プラスチック製容器包装については、本市の清掃センター敷地内の民間により建設された施設で圧縮、梱包、保管しています。

ペットボトル、飲料用紙製容器、段ボール、その他紙製容器包装については、民間業者と売買契約を締結し、本市が搬入したこれら容器包装を圧縮、梱包、保管されています。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の 区分	分別収集の用に供する施設		
		収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶・金属類	プラスチック コンテナ	2トン・4トンパ ッカー車、軽ダ ンプ車	清掃センタース tockヤード、 選別圧縮機
アルミニウム製容器				
無色のガラス製容器	びん類	プラスチック コンテナ	2トン・4トンパ ッカー車、軽ダ ンプ車	清掃センタース tockヤード、 選別コンベア
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	古紙・衣類 (牛乳パック)	ひもで縛る	2トンパッカー 車、2トンダン プ車、軽ダン プ車	民間業者ストッ クヤード
段ボール	古紙・衣類 (段ボール・厚紙類)			
その他紙製容器包装	古紙・衣類 (雑誌類)			
ペットボトル	ペットボトル	網かご、網袋	2トン・4トンダ ンプ車	民間業者ストッ クヤード、圧縮 機
その他プラスチック製 容器包装	容器包装プラスチ ック	指定専用袋	2トン・3トン・ 4トンパッカー 車、軽ダン プ車	民間業者ストッ クヤード、圧縮 機

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民、事業者等の委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、施策の評価を行うこととします。
- (2) 自治会等の資源回収事業を実施している市民団体には、回収重量に応じた奨励金を交付し、資源回収事業により回収された有価物を再資源化のために引き取る業者には、協力金を交付し、事業の推進と市民のリサイクル意識の高揚を図ります。
- (3) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、容器包装リサイクル法ルートを活用した分別収集物の再商品化を可能にするとされています。彦根愛知犬上地域1市4町の広域新ごみ処理施設が供用開始となる令和11年度（予定）からは、現在、不燃廃棄物として処理しているプラスチック使用製品廃棄物についても分別収集・再商品化する方針であり、プラスチックの資源循環を促進するため、今後、分別・収集時の規定等について検討します。